

八千代市

木造住宅耐震改修費

補助制度のご案内

木造住宅の耐震改修にかかる費用の一部を補助します。



■ 耐震改修とは

耐震改修とは、既存建築物の耐震性能を向上させるために行う改修工事。

■ 補助の対象となる住宅

木造の住宅で次の全てに該当するもの

- (1) 丸太組構法、建築基準法第38条の規定による認定又は型式適合認定によるプレハブ工法により建築されたものでない
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものである
- (3) 一戸建ての住宅又は併用住宅※1である
- (4) 地上2階建て以下である
- (5) 耐震診断の結果、上部構造の耐震性能に係る評点が1.0未満であり、評点が1.0以上となる改修工事を行うもの
- (6) 建築基準法第3章（集団規定）の規定に適合している

※1：居住の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上のものに限る。

■ 補助の対象となる方

所有者自ら又は所有者の3親等以内の親族が居住する木造住宅の所有者※2

※2：本市の住民基本台帳に記録されている方に限る。

■ 補助金額

耐震改修の設計・工事監理・**工事**に係る費用のうち、**工事**に要した費用の5分の4を乗じて得た額（上限100万円）

■ 申請受付期間

予算上限に達したため、受付を終了しました。追加募集を行う場合はホームページにてご案内いたしますのでご確認ください。

受付申請期間：~~令和7年5月15日（木）から令和7年10月31日（金）~~

申請開始日（5月15日）に申請された方の申請書は全てお預かりし、抽選にて申請受付をさせていただく方を決定します。なお、抽選は翌日8：30～八千代市役所建築指導課で公開にて行います。申請開始日の翌日以降（5月16日～）は、申請受付の締切日または予算上限に達するまで先着順で受付をします。

予算がなくなり次第、受付終了となります。

※実績報告書提出期限：令和8年1月30日（金）

■ 設計・監理者及び施工者

- (1) 設計・監理者：建築士で八千代市に登録している木造住宅耐震診断士に依頼してください。
- (2) 施工者：次のいずれかの要件を満たす者に依頼してください。
 - ①建設業法による許可を受けている
 - ②事業所にア、イ、ウ、エに該当する
 - ア．高校又は大学において、建築学又は都市工学に係る学科を修め、建築工事に関する実務経験を高校卒業後5年又は大学卒業後3年以上有する者
 - イ．建築工事に関する実務経験を10年以上有する者
 - ウ．国土交通大臣がア又はイと同等以上と認定した者
 - エ．建築士又は建築施工管理技士の資格を有する者

■ 交付申請に必要なもの

- (1) 八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 建築物の所有がわかる書類※3
- (4) 木造住宅の耐震改修に要する費用の見積書の写し
- (5) 施行者が要綱第2条第1項第4号の要件を満たすことを証明する書類
- (6) 建築基準法集団規定確認報告書（要領第1様式）

※3：固定資産評価証明書（資産税課で取得できます）又は登記事項証明書（法務局で取得できます）

■ 実績報告に必要なもの

- (1) 八千代市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書（第6号様式）
- (2) 補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し
- (3) 工事監理状況の報告書の写し
- (4) 耐震改修を行う部位ごとの工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (5) 耐震改修に使用した材料の仕様書及び写真

■ ご注意ください

- ・申請前に契約や工事を実施してしまうと補助の対象となりませんので、必ず契約前に申請手続きを行なってください。
- ・実績報告書提出期限を過ぎた場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ・申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画をたててください。

【問い合わせ先】

〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市都市整備部建築指導課
TEL 047-421-6774（建築指導班）